

# 津和野町での飲食店開業を促進するための チャレンジショップ（仮）に活用する 空き物件を公募します

## 1. 公募の趣旨

近年、津和野町では人口減少や高齢化の進行、消費動向の変化などに伴い、空き店舗・空き家の増加や、かつての賑わいが失われつつある状況が見られます。こうした中、地域の魅力を次世代につなぎ、再び人の流れと活気を取り戻すためには、新たな挑戦や小さな事業の芽を育てていくことが重要だと考えています。

津和野町空き店舗・空き家対策協議会（以下、協議会とする。）では、津和野町商工会（以下、商工会とする。）を事務局とし、空き店舗の活用を通じて、地域のにぎわい創出および新たな事業者の挑戦を支援することを目的に、「チャレンジショップ事業（仮）」を実施予定です。

事業内容は協議会での協議を受け、商工会が本事業に活用する物件をお借りし改修整備を行い、開業を希望する第三者に貸し出すものです。今回は、その物件を選定するための募集です。

ご応募いただきました物件情報をもとに、協議会で選定した1軒をチャレンジショップとして商工会が活用します。空き物件所有者の皆様におかれましては、津和野の未来に繋がる取り組みとして、本事業へのご理解とご協力をお願いいたします。



【店舗改装例】

稲成丁 cafe&hostel TMCさん  
(写真上)改装前、(写真下)改装後

## 2. チャレンジショップとは？

将来、津和野町で飲食店の開業を考えている方に、短期間でも実際の店舗を安価で貸出すことで、事業をお試しいただけるものです。若手起業家や小規模事業者が新たなビジネスに挑戦する機会となり、増加する空き店舗を有効活用し、津和野町全体の活性化に繋げるきっかけになればと思います。

チャレンジショップ卒業後は、町内の空き店舗を活用するなどして、独立開業していただくことを目的としています。

## 3. 募集する物件の条件

- ・津和野町内に所在する、使用されていない店舗及び住居兼店舗（店舗部分のみ）  
※主に橋北地区：津和野川とJR山口線により囲まれる区域  
…殿町・本町界限景観形成地区
- ・店舗利用（飲食業等：合わせての商品販売・持ち帰りも含む）が可能な物件
- ・長期間（5～10年程度）、チャレンジショップとして貸出しが可能な物件  
※期間については、貸借契約までには決定いたします。
- ・借用後、改修した状態での返却が可能な物件
- ・敷地等を第三者から借用されている場合は、その敷地の所有者と連絡がつき、チャレンジショップとしての利用許可がいただける物件
- ・当面は、年間の固定資産税等相当分の賃料で貸していただける物件  
※現時点で改修や片付けが必要な物件も、対象とします。

## 4. 想定する活用内容

- ・町内外問わず、新規創業者・移住希望者等による試験的な出店
- ・一定期間営業し、将来的には町内で別途店舗をかまえ、本格的出店や定着を目指すもの

## 5. 募集期間

令和8年3月13日まで

※応募者がなかったり、条件に合う物件がなかったりした場合には、期間を延長する可能性があります。期間終了後も継続して情報提供を受け付けます。

※利用等に関する当協議会の条件と合わなかった場合、お断りする場合があります。悪しからずご了承ください。

※物件を選定した後に、当協議会で行う改修工事を対象とした補助事業の採択が困難となる等の想定外の事象が発生した場合など、貸借契約を結ぶことができない場合があります。

## 6. 応募方法・お問い合わせ

○商工会受付まで直接お持ちいただくか、FAXにてお送りください。

○内容についてご不明な点や、提出前に確認したいことがございましたら、お電話またはメールにてお気軽にお問い合わせくださいませ。

※協議の上、候補物件にさせていただく場合、現地確認と聞き取りに伺います。

津和野町空き店舗・空き家対策協議会（津和野町商工会内）

津和野町後田口187（受付時間：平日8:30～17:15）

TEL：0856-72-3131 FAX：0856-72-1389

Mail：tsuwano.store@gmail.com

## 7. ご応募から活用までの流れ（予定）

①協議会（事務局：商工会）まで連絡

②協議会事務局から所有者へ連絡、応募用紙の送付

③協議会で応募物件審査（貸借・法的条件等）を行い、候補となる物件についての現地調査・ヒアリング、所有者への相談

④協議会の意見聴取の上、商工会が活用物件を選定

→令和8年3月末頃までに応募者への選定結果通知

⑤所有者と商工会との間で、一定期間の賃貸借に係る契約締結

⑥令和8年7月ごろ改修工事着工

⑦令和9年3月ごろまでに活用開始（現時点での目安）